

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月
埼玉県寄居町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 寄居町は関東平野の西端にあり、首都70km圏、荒川の開口部、秩父山地と関東平野の接点に位置する。平野部での土地利用型農業のほか、畜産や植木、観光農業などが盛んに行われており、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。
- 2 寄居町の農業構造については、秩父山地に属し、山間特有の複雑な土地条件を多く有することから比較的経営規模は小さく、また生産者も高齢化・兼業化が進む中で零細な複合経営が多くなっている。近年、一層兼業化が進み、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

基幹的農業従事者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農用地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 寄居町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、寄居町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり560万円程度）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 寄居町は、将来の寄居町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、寄居町は、ふかや農業協同組合、寄居町農業委員会、埼玉県大里農林振興センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、寄居町担い手育成協議会と協働し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の寄居町担い手育成協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来や方向性について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて賃借権等の設定等を進める。

また、これらの農地の権利移動に関しては、既に寄居町東部にある農事組合法人小園営農組合で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農用地の賃貸借等による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、ふかや農業協同組合と連携を密にして、農用地の賃貸借等の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、埼玉県大里農林振興センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面、集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の

育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、寄居町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした基盤整備事業等の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 寄居町は、寄居町担い手育成協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を埼玉県大里農林振興センターの協力を受けつつ行う。

また、中山間地域においては、新規の集約的作目導入を図るため、市場関係者等の参画を得つつ、産地化を狙いとした戦略的振興作目を選定した上でその栽培に関する濃密指導を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

寄居町の令和4年の新規就農者は4人であるが、過去5年間では20人であり、年平均4人で推移している。寄居町の農業の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、寄居町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、寄居町においては年間7人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

寄居町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた寄居町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくた

めには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については寄居町農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については埼玉県大里農林振興センターやふかや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に寄居町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、寄居町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]
(農業経営の指標の例)

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
主穀単 一 基幹従 事者 2人	〈作付面積等〉 水稻・麦 = 2ha 水稻・大豆 = 1ha 小麦単作 = 5ha 作業受託 = 5ha 〈経営規模〉 8ha	〈資本装備〉 トラクター (40ps) 1台 (30ps) 1台 コンバイン (4条) 1台 田植機 (6条) 1台 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等 を積極的に借り受けて 規模を拡大する。	・複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る。 ・青色申告の実 施 ・ブロックロー テーションに よる米麦大豆 の栽培により 水田利用率を 高める。	・家族経営協定の 締結に基づ く給料制、休 日制の導入 ・農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保に よる過重労働 の防止 ・地域人材の活 用を図る
露地野 菜主穀 複合 基幹従 事者 2人	〈作付面積等〉 葱 = 0.5ha ブロッコリー = 0.5ha 水稻 = 0.5ha 小麦 = 0.5ha 〈経営面積〉 水田 = 0.5ha 畑 = 1ha 作業舎 100m²	〈資本装備〉 トラクター (30ps) 1台 コンバイン (2条) 1台 田植機 (4条) 1台 移植機 2台 管理機 1台 トラック 1台 作業舎 100m² 1棟 〈その他〉 ・主穀については、共同 作業の実施 ・乾燥調整出荷は、農協 施設を利用 ・遊休農地を積極的に 借 り受けて規模を拡大す る	・複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る。 ・青色申告の実 施	・家族経営協定の 締結に基づ く給料制、休 日制の導入 ・農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
施設野菜主穀複合 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 きゅうり =0.5ha トマト =0.2ha 水稲 =1ha 〈経営規模〉 水田 1ha 鉄骨ハウス 1,000m²	〈資本装備〉 トラクター (22ps) 1台 コンバイン (2条) 1台 トラック 1台 施肥田植機 (4条) 1台 管理機 1台 鉄骨ハウス1,000m² 1棟 〈その他〉 ・主穀については、共同作業の実施 ・乾燥調整出荷は、農協施設を利用 ・遊休農地を積極的に借り受けて規模を拡大する	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・農繁期における雇用従事者の確保
切花主穀複合 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 チューリップ =0.2ha その他 =0.5ha 水稲 =1ha 〈経営規模〉 水田 1ha 作業舎 100m² パイプハウス 1,000m²	〈資本装備〉 トラクター (30ps) 1台 コンバイン (2条) 1台 施肥田植機 (4条) 1台 作業舎 100m² 1棟 パイプハウス 1,000m² 1棟 〈その他〉 ・主穀については、共同作業の実施 ・乾燥調整出荷は、農協施設を利用 ・遊休農地を積極的に借り受けて規模を拡大する	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・農繁期における雇用従事者の確保

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
鉢物主 穀複合 基幹従 事者 2人	〈作付面積等〉 ポインセチア =0.1ha アジサイ =0.1ha その他 =0.5ha 水稲 =0.5ha 〈経営規模〉 水田 0.5ha 鉄骨ハウス 500m² パイプハウス 500m²	〈資本装備〉 トラクター（22ps） 1台 軽トラック 1台 田植機 （4条） 1台 鉄骨ハウス 500m² 1棟 パイプハウス500m² 1棟 〈その他〉 ・主穀については、共同作業の実施 ・乾燥調整出荷は、農協施設を利用 ・遊休農地を積極的に借り受けて規模を拡大する	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・農繁期における雇用従事者の確保
花木鉢 物主穀 複合 基幹従 事者 2人	〈作目面積等〉 福寿草 =0.1ha 草花鉢物 =2ha 水稲・小麦 =1ha 〈経営規模〉 水田 1 ha パイプハウス 1,000m²	〈資本装備〉 トラクター（30ps） 1台 コンバイン（2条） 1台 田植機 （4条） 1台 ドリルシーダー （6条） 1台 パイプハウス 1,000m² 1棟 〈その他〉 ・主穀については、共同作業の実施 ・乾燥調整出荷は、農協施設を利用 ・遊休農地を積極的に借り受けて規模を拡大する	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・農繁期における雇用従事者の確保

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
露地野 菜経営 基幹従 事者 2人	〈作目面積等〉 ねぎ =0.5ha ブロッコリー =0.5ha なす =0.5ha にんじん =0.5ha ほうれん草 =0.5ha その他 =0.5ha 〈経営規模〉 畑 1ha 作業舎 100m² 育苗ハウス 200m²	〈資本装備〉 トラクター (22ps) 1台 軽トラック 1台 作業舎 100m² 1棟 管理機 1台 育苗ハウス 200m² 1棟 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地を積極的に借り受けて規模の拡大を図る ・販売チャンネルを3つ以上持つ	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・ほ場を団地化し作業効率を高める	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・農繁期における雇用従事者の確保
施設野 菜経営 基幹従 事者 2人	〈作業面積等〉 半促成きゅうり =0.2ha 抑制きゅうり =0.2ha 促成トマト =0.1ha その他露地野菜 =0.5ha 〈経営規模〉 鉄骨ハウス 1,000m² パイプハウス 1,000m²	〈資本装備〉 鉄骨ハウス 1,000m² 1棟 パイプハウス 1,000m² 1棟 トラクター (22ps) 1台 耕運機 (4条) 1台 トラック 1台 動力噴霧器 一式 〈その他〉 ・年間を通して出荷量を確保し、高品質野菜を安定供給するために、技術平準化を図る ・遊休農地を積極的に借り受けて規模を拡大する	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・農繁期における雇用従事者の確保

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
果樹経営 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 うめ・みかん・ ぶどう等 =0.8ha 〈経営規模〉 0.8ha	〈資本装備〉 防除機 1台 トラクター（22ps）1台 軽トラック 1台 〈その他〉 ・環境負荷のかからない 農業技術を導入する ・遊休農地を積極的に借 り受けて規模を拡大す る	・複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る ・青色申告の実 施	・家族経営協定 の締結に基づ く給料制・休 日制の導入 ・農繁期におけ る雇用従事者 の確保
鉢物経営 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 草花鉢物 =0.2ha 観葉植物 =0.1ha 〈経営規模〉 鉄骨ハウス 1,000m² パイプハウス 1,500m²	〈資本整備〉 鉄骨ハウス 1,000m² パイプハウス 1,500m² トラクター（22ps）1台 自動かん水施設 一式 〈その他〉 ・施設の集中化により、効 率的作業体系を組むこ とができる ・市場出荷と直売を行う	・複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る ・青色申告の実 施 ・作業を単純化 ・マニュアル 化し、雇用労 働力の効率的 活用を図る	・家族経営協定 の締結に基づ く給料制・休 日制の導入 ・農繁期におけ る雇用従事者 の確保

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
切花経営 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 ユリ類 =0.5ha その他 =0.5ha 〈経営規模〉 温室 1,000m² 鉄骨ハウス 1,000m² 作業舎 100m²	〈資本装備〉 温室 1,000m² 鉄骨ハウス 1,000m² 保冷库 1台 トラクター（22ps） 1台 土壌消毒機 1台 作業舎 100m² 1棟 〈その他〉 ・施設の集中化により、効率的作業体系を組むことができる ・球根等の安定確保に努める	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・農繁期における雇用従事者の確保
花木鉢物経営 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 ランタナ =0.1ha アメリカンブルー =0.1ha いちじく =0.1ha その他 =0.5ha 草花鉢物 =1ha 〈経営規模〉 パイプハウス 1,000m² 軽量鉄骨ハウス 1,500m² 作業舎 100m² 畑 1ha	〈資本装備〉 パイプハウス 1,000m² 軽量鉄骨ハウス 1,500m² トラクター（22ps） 1台 トラック 1台 作業舎 100m² 1棟 〈その他〉 ・施設の集中化により効率的な作業体系を組むことができる	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市場、小売店との連携を密にし、消費者ニーズを創出する品目・品種を栽培する	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・農繁期における雇用従事者の確保

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
緑化樹 木生産 販売 基幹従 事者 2人	〈作付面積等〉 庭園樹 =0.5ha 公園樹 =0.5ha 〈経営規模〉 パイプハウス 500m² 軽量鉄骨ハウス 1,500m²	〈資本装備〉 パイプハウス 500m² 軽量鉄骨ハウス1,500m² トラクター（22ps）1台 トラック 2台 ダンプ 1台 パワーショベル 1台 〈その他〉 ・施設の集中化により効率的な作業体系を組むことができる	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・農繁期における雇用従事者の確保
植木苗 木経営 基幹従 事者 2人	〈作付面積等〉 花梅 =0.5ha しだれ梅 =0.2ha ハナミズキ =0.5ha ケヤキ =1ha その他 =1ha 〈経営規模〉 畑 1.5ha パイプハウス 500m² 軽量鉄骨ハウス 1,500m²	〈資本装備〉 パイプハウス 500m² 軽量鉄骨ハウス1,500m² トラクター（22ps）1台 植木堀取機 1台 管理機 1台 〈その他〉 ・施設の集中化により、効率的作業体系を組むことができる ・市場出荷と直売を行う ・繁殖から成木までの一貫生産	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・作業を単純化・マニュアル化し、雇用労働力の効率的活用を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・農繁期における雇用従事者の確保

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態 様 等
椎茸経営 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 しいたけ 25,000菌床 原木 5,000本 〈経営規模〉 椎茸ハウス 300m²	〈資本整備〉 椎茸ハウス 300m² 1棟 保冷库 1台 作業所 100m² 1棟 軽トラック 1台 菌床ミキサー 1台 接種機 1台 〈その他〉 ・住居付近にフレームを設置し、さらにフレームに隣接した休養ほだ場用の山林を保有	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・きのこの採取、選別及び包装等の軽作業は雇用労力を活用	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・農繁期における雇用従事者の確保
酪農経営 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 乳牛 =20頭 〈経営規模〉 牛舎 700m²	〈資本整備〉 牛舎 700m² 1棟 自動給餌機 一式 トラクター（22ps） 1台 トラック 1台 バケットローダ 1台 パイプラインミルクカー 一式 〈その他〉 ・受精卵移植技術の活用 ・酪農ヘルパーを定期的に活用 ・糞尿は堆肥化し飼料畑の土作りを行う	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・飼養衛生管理基準に則った生産管理	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・雇用従事者の確保

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
肉用子 牛経営 基幹従 事者 2人	〈作付面積等〉 肉用牛 =40頭 〈経営規模〉 牛舎 700m²	〈資本装備〉 牛舎 700m² 1棟 自動給餌機 一式 トラック 1台 ショベルローダ 1台 堆肥盤 1基 〈その他〉 ・人工授精の活用 ・飼養管理基準の徹底	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・雇用従事者の確保
養鶏経 営 基幹従 事者 2人	〈作付面積等〉 採卵鶏常時 21,000羽 〈経営規模〉 成鶏 25,000羽 育成鶏 21,000羽 育雛舎 50m² 育成舎 50m² 成鶏舎 700m²	〈資本装備〉 育雛舎 50m² 1棟 育雛器 一式 育成舎 50m² 1棟 自動給餌機 一式 成鶏舎 700m² 1棟 除糞機 一式 鶏糞発酵乾燥機 一式 〈その他〉 ・雛は初生で導入 ・鶏卵はコンテナによる出荷を主とし、一部直販とする ・ウィンドレス鶏舎とし、全自動ケージシステムを利用する	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・飼養衛生管理基準に則った生産管理を行う	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・雇用従事者の確保

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
養豚経営 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 種雌豚 = 50頭 年間出荷頭数 = 1,000頭 〈経営規模〉 豚 650頭	〈資本装備〉 豚舎 700m ² 2棟 自動給餌機 一式 消毒装置 一式 自動除糞装置 一式 堆肥発酵装置 一式 〈その他〉 ・種豚候補豚は種豚供給 センターから供給 ・種雌豚はサキタマ系 ・肉豚は三元交配豚	・複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る ・青色申告の実 施 ・飼養衛生管理 基準に則った 生産管理を行 う ・消費者のニー ズにあったブ ランド化を図 る	・家族経営協定 の締結に基づ く給料制・休 日制の導入 ・雇用従事者の 確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担うものの確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

寄居町の農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等

に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の様態等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、寄居町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 寄居町が主体的に行う取組

寄居町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、埼玉県農業経営・就農支援センターやふかや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための環境や他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

更に、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

寄居町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

寄居町は、埼玉県、寄居町農業委員会、ふかや農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、寄居町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 埼玉県農業会議、農地中間管理事業を業務委託する公益社団法人埼玉県農林公社、寄居町農業委員会は新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の

雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

寄居町は、ふかや農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、埼玉県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、ふかや農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、寄居町の区域内において後継者がいない場合は、埼玉県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう埼玉県農業経営・就農支援センター、農地中間管理事業を業務委託する公益社団法人埼玉県農林公社、寄居町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
56%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注)

- 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及

びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

3 同一市町村内で、地域によって見込まれるシェアの目標に著しい相違があるときは、市町村内を区域区分して記述してもよい。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

寄居町の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであるが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の規模拡大が停滞している。

また、寄居町の山間部では、その複雑な土地条件により、観光果樹園等の経営件数が多く、農地の利用集積は進んでいない。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農用地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農用地の利用集積を推進するため、利用権設定奨励金制度や、新規特産品の開発等の施策・事業の実施を図っていく。

(3) 関係団体等との連携体制

寄居町では地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

寄居町は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、寄居町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

寄居町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画に関すること
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農地中間管理機構が行う事業及び特例事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を推進する事業

⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部の旧村男衾地区においては、優良な農地が担い手不足等から遊休地化する傾向にあるため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

イ 中山間地域の旧村折原地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、寄居町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

寄居町は、地域計画の策定に当たって、埼玉県・寄居町農業委員会・農地中間管理事業を業務委託する公益社団法人埼玉県農林公社・ふかや農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて賃借権の設定等が行われているか進捗管理を実施すること。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第56号（令4.5.27））附則第3条から第5条に基づき実施する利用権設定等促進事業に関する事項は次のとおりとする。

（1）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる

こと。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う 農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 寄居町長への確約書の提出や寄居町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるこ

と。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 寄居町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 寄居町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 寄居町は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 寄居町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容

として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 寄居町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、寄居町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 寄居町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいるふかや農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 寄居町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地中間管理機構は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 寄居町は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 寄居町は、（5）の②から④の規定による土地改良区、農用地利用改善団体、農業協同組合又は農地中間管理機構からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、寄居町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 寄居町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について寄居町長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

寄居町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（9）公告

寄居町は、寄居町農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑥までに掲げる事項を寄居町の掲示板への掲示により公告する。

（10）公告の効果

寄居町が（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（12）紛争の処理

寄居町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（13）農用地利用集積計画の取消し等

① 寄居町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（1）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 寄居町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、寄居町農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （9）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（1）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 寄居町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②の

ア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を寄居町の広報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 寄居町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

3 農地中間管理機構が行う事業及び特例事業の実施の促進に関する事項

- (1) 寄居町は、県下一円を区域として農地中間管理事業を業務委託する公益社団法人埼玉県農林公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 寄居町、寄居町農業委員会、ふかや農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

寄居町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明ら

かにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を寄居町に提出して、農用地利用規程について寄居町の認定を受けることができる。
- ② 寄居町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 寄居町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を寄居町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 寄居町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をす

る。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 寄居町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 寄居町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、埼玉県大里農林振興センター、寄居町農業委員会、ふ

かや農業協同組合、農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）等の指導、助言を求めてきたときは、寄居町担い手育成協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

寄居町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

（３）地域計画の実現に向けた取組

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活動の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

寄居町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働

力の活用システムを整備する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

寄居町が主体となって埼玉県農業大学校や埼玉県大里農林振興センター、寄居町農業委員、地域指導農家、ふかや農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

埼玉県大里農林振興センターによる、ふかや農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

（2）関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については埼玉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては埼玉県大里農林振興センター、農業協同組合組織、寄居町認定農業者や地域指導農家等、農地の確保については寄居町農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（1）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

寄居町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 寄居町は、農業生産基盤整備の促進を通じて、農用地の有効利用を進めるとともに、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 寄居町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に農事組合法人小園営農組合が行っているような集団的土地利用を範としつつ、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい営農展開に資するように努める。

ウ 寄居町は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ 寄居町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

寄居町は、寄居町農業委員会、埼玉県大里農林振興センター、ふかや農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

寄居町農業委員会、ふかや農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、寄居町担い手育成協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、寄居町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和3年12月 2日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和5年9月 日から施行する。

別紙1（第5の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第56号（令4.5.27））による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

別紙2（第5の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1 存続期間は3年、6年、10年、15年、20年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年、10年とすることが相当でない認められる場合には、これと異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、 「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき寄居町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

② 続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。